

令和5年第1回姫路市議会
定例会提出議案

(議案第 48号)

目 次

ページ

議案第 48号 姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について……………	1
---	---

議 案 第 48号

令和 5年 3月28日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳児」を「乳幼児」に改める。

第2条第5号中「乳児」を「乳幼児」に、「1歳」を「3歳」に改め、同条第6号中「幼児等」を「こども」に、「1歳」を「3歳」に、「9歳」を「15歳」に改め、同条第7号中「こども」を「高校生等」に、「9歳」を「15歳」に、「15歳」を「18歳」に改め、同条第8号中「幼児等及びこども」を「こども及び高校生等」に改め、同条第10号中「乳児」を「乳幼児」に、「監護する」を「監護し、又はその生計を維持する」に改める。

第3条第1項中「当該乳児及び当該こども等の保護者に対して当該医療の給付に係る被保険者等負担額に相当する額を、並びに当該重度障害者（当該重度障害者が未成年者である場合には、当該重度障害者の保護者）、当該母子家庭の母等、当該父子家庭の父等、当該遺児の保護者及び当該高齢期移行者に対して」及び「、それぞれ」を削り、同項第3号中「当該高齢期移行者」を「高齢期移行者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「当該母子家庭の母等、当該父子家庭の父等及び当該遺児」を「母子家庭の母等若しくは父子家庭の父等（以下この号において「ひとり親等」という。）又は遺児」に、「これらをこの号において「保護者等」という。」を「遺児が成年者であり、かつ、自ら生計を維持する者である場合にあっては、本人」に、「

（保護者等」を「（当該ひとり親等又は遺児の保護者）」に、「当該保護者等」を「当該ひとり親等又は遺児の保護者」に改め、同号ア及びイ中「乳児」を「乳幼児」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「当該重度障害者（当該重度障害者）」を「重度障害者（重度障害者）」に、「場合には」を「場合にあっては」に改め、同号ア及びイ中「乳児」を「乳幼児」に改め、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 乳幼児又はこども等の保護者（こども等が成年者であり、かつ、自ら生計を維持する者である場合にあっては、本人） 被保険者等負担額に相当する額（高校生等に係る入院以外の療養にあっては、当該高校生等の保護者に現に監護し、又は生計を維持する乳幼児及びこども等並びに生計を維持する子（以下「被生計維持者」という。）が3人以上ある場合に限る。）

第3条第4項中「同項各号」を「同項第2号から第4号まで」に改め、「（重度障害者でないこども、母子家庭の子でないこども、父子家庭の子でないこども及び遺児でないこどもの保護者は除く。）」を削り、同条第5項第5号中「遺児の生計を維持する者」の次に「（遺児が成年者であり、かつ、自ら生計を維持する者である場合にあっては、本人）」を加え、同項第6号中「こども等（3歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者を除く。以下この条において同じ。）」を「こども等の保護者に被生計維持者が1人又は2人ある場合であって、当該こども等」に改め、同条第6項中「（重度障害者でないこども、母子家庭の子でないこども、父子家庭の子でないこども及び遺児でないこどもの保護者は除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。